

就職者向け

平成30年度  
石川県児童養護施設退所者等自立支援資金貸与  
～ 募集案内 ～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

## 1 概要

- (1) この事業は、児童養護施設等を退所（里親等の委託を解除された方を含む）し、就職する方が、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を図ることができるよう支援する貸付事業です。
- (2) この自立支援資金は、無利子でお貸しする貸付金です。  
※ 給付型ではありません。
- (3) 就職した日から5年間就業すると、自立支援資金の返還が免除されます。
- (4) 貸与期間中に就職先を離職した場合や、返還免除の要件を満たせなくなった場合は、お貸しした自立支援資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。
- (5) 自立支援資金を借り受けた場合は、返還免除になるまでの勤務状況を、石川県社会福祉協議会（以下「県社協」）に、定期的に報告する必要があります。

## 2 対象者

次の①～②のすべてに該当していることが必要です。

- ① 児童養護施設等を退所（里親等の委託解除を含む）し、就職する方
- ② 保護者等からの経済的な支援が見込まれない方

※ 児童養護施設等に入所中（里親委託中）に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所（里親等の委託解除を含む）となった方も含みます。

### 3 貸与の内容

#### (1) 貸与額

資金の種類	貸与金額
家賃支援費	1ヵ月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費含む） ただし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額の 単身世帯の額を限度とします。 金沢市 33,000 円/月、金沢市以外 31,000 円/月（H30.2 現在） 会社から住宅手当がある場合は、その額を差し引きます。

(2) 利子 無利子

(3) 貸与期間 退所または委託解除後 2 年を限度として就労している期間

(4) 貸与方法 口座振込（毎月）

### 4 法定代理人の同意

親権者等の法定代理人の同意が必要です。（成人を除く）

### 5 連帯保証人

1 名必要です。要件は次のとおりです。

- ① 成年の方
- ② 返還債務を負担する資力のある方
- ③ 原則として県内に住所を有する方

※ 申請者が未成年の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。  
法定代理人に資力がない場合は、別に連帯保証人を立てる必要があります。

#### 例外

やむを得ない事情があり、法定代理人の同意が得られない場合や、連帯保証人を立てられない場合は、別途ご相談ください。

自立支援資金の貸付によって、申請者の自立が見込まれる場合は、児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第 2 号様式）などにより、法定代理人の同意の代わりとすることや、連帯保証人を立てずに申請できる場合があります。

## **6 免除と返還**

### (1) 免除について

就職した日から、週20時間以上の就業を5年間継続する必要があります。

### (2) 返還について

貸与期間中に離職した場合は、県社協は貸付契約を解除し、お貸しした自立支援資金は返還となります。

また、(1)の要件を満たせない場合も、返還となります。

## **7 申請期間**

平成30年2月28日(水)～3月20日(火)

※ この期間内に、児童養護施設(里親委託の場合は児童相談所)を経由して県社協に申請してください。

## **8 申請について**

(1) 貸与を希望する方(申請者)は、児童養護施設等(里親委託の場合は児童相談所)に申し出てください。

(2) ①～⑩の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、児童養護施設に提出してください。

① 貸与申請書(第1号様式)

② 住民票(申請者及び連帯保証人のもの)

③ 戸籍謄本(申請者のもの)

④ 児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書(第2号様式)

⑤ 個人情報の取扱同意書(第3号様式)

⑥ 在職届出書(第4号様式)

※ 就職前の場合は、就職予定届出書(第6号様式)

⑦ アパート等の賃貸借契約書の写し

⑧ 住宅手当を確認できる書類(勤務先の給与規程等の写し等)

⑨ 連帯保証人の所得を確認できる書類(所得証明書または源泉徴収票の写し)

⑩ 連帯保証に対する親族等の回答(第5号様式)

※ 祖父母、父母、兄弟(姉妹)、配偶者(婚姻の相手)のうち、成人の者の連帯保証人を立てられない場合に限る

## **9 申請から返還免除までの流れ**

- ① 申請者は、児童養護施設等（里親委託の場合は児童相談所）に申請書類を提出します。
- ② 県社協は、児童養護施設等（里親委託の場合は児童相談所）を經由して提出された書類に基づき、審査します。
- ③ 貸与を決定した場合は、申請者は借用書を提出します（この契約により申請者は借受人となります）
  - ※ 借受人が成人の場合は、実印と印鑑登録証明書が必要です。（未成年は認印でもかまいません）
  - 法定代理人および連帯保証人は、実印と印鑑登録証明書が必要です。
- ④ 県社協は、毎月、借受人に自立支援資金を振り込みます。
  - ※ 書類の手続きのため、申請から初回の振込まで2ヵ月程度かかります。
- ⑤ 貸与期間中、毎年度、県社協は借受人の就業状況を確認します。
  - ※ 貸与期間中に休職・停職となった場合は、その期間の貸与は行いません。
- ⑥ 返還が免除になるまで、毎年度、県社協は、借受人の就業状況を確認します。借受人は、就業先から証明を受けた書類を、県社協に提出します。
- ⑦ 借受人は就職した日から5年間継続して就業した場合は、県社協に返還免除を届け出ます。
- ⑧ 県社協は、返還免除の届出を審査し、承認した時は、借受人の返還を免除します。

## **10 申請・お問い合わせ**

石川県社会福祉協議会 地域福祉課／担当：山口、八戸  
〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号  
TEL 076-224-1212／FAX 076-222-8900